

現代的教育ニーズ 取組支援 プログラム 現代GPに

帝塚山大学の取り組みが採択されました。



文部科学省の「平成16年度 現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」に帝塚山大学の取組「知的財産の法・政策・実務に強い人材の養成—高大連携から学部・大学院教育まで—」が採択されました。本年7月に採択された「平成16年度 特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）—学生の自立性を高める教育学習支援システム」に引き続いての採択となりました。

今回は全国の国公私立大学からテーマ1～6に合計559件の申請があり、86件（採択率15.4%）が採択されました。本学の申請したテーマ2「知的財産関連教育の推進」では22件の申請があり、5件（採択率22.7%）が採択されました。近畿地区では、国公私立計13件の大学単独の取組が採択されましたが、奈良県内では、本学のみの採択となりました。

なお本年度に、「現代GP」と「特色GP」両方に大学単独の取組が採択されたのは、近畿地区では京都大学、大阪大学、同志社大学、帝塚山大学の4大学でした。



高大連携授業



法政策資料室

「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」は、文部科学省が本年度新規に開始したプログラムで、各種審議会からの提言等、社会的要請の強い政策課題に対応したテーマ設定を行い、各大学等から申請された取組の中から、特に優れた教育プロジェクト（取組）を選定し、財政支援を行うことで、高等教育の更なる活性化が促進されることを目的とするものです。

「特色ある大学教育支援プログラム」は、大学教育の改善に資する種々の取組のうち、今まで継続的に実施し、実績を挙げている取組を対象としていますが、「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」は、各大学等がテーマの趣旨・目的にそって確実な計画のもとに新たな大学教育改革を図ろうとしているもので、我が国の大学教育改革に資する取組を対象としています。



帝塚山大学
TEZUKAYAMA UNIVERSITY
<http://www.tezukayama-u.ac.jp>

知的財産の法・政策・実務に強い人材の養成

— 高大連携から学部・大学院教育まで —

日本経済の健全な発展を促し、豊かな文化を創造するとともに、わが国産業の国際的競争力を強化するためには、知的財産の創造、保護及び活用を積極的に図る必要があることはいうまでもありません。

そのため、特許、著作権、意匠など知的財産の保護・活用を経済活性化に生かす基本政策を定めた「知的財産基本法」が制定され、平成15年3月1日から施行されています。

知的財産基本法では、内閣総理大臣を本部長とする「知的財産戦略本部」の設置を定めたほか、国や大学などに必要な対策を講じるよう求めています。

知的財産基本法においてはまた、今後とるべき基本的施策の一つとして、知的財産教育の振興と知的財産に関する専門的知識を有する人材の養成があげられており、この課題を実現することが大学教育に課せられた重大な責務の一つであります。

* * *

本学の大学院法政策研究科では、平成13年に知的財産法制コースを前期課程に設置し、知的財産教育にすでに十分な実績と蓄積があります。

この大学院での実績を基礎に法政策学部においても知的財産教育を推進、充実させ、**高大連携から学部・大学院、社会人のリカレント教育に至るまでの知的財産の総合的な一貫教育を実現したい**と考えています。

国際知的財産に関する法政策学部の教材から

具体的な方策は以下のとおりです。

①まず、学部では、「法」と「政策」と「実務」のバランスを考えた知的財産関連科目（「知的財産法入門」、「知的財産政策と法」、「知的財産実務」、「国際知的財産法」等）を開設するとともに、学部内に「知的財産」を中心としたコースを設置する計画を立てています。

②大学院の法政策研究科知的財産法制コースでは、すでに、「知的財産の保護と救済演習」、「知的財産法基礎理論」、「知的財産の管理」、「国際競争の枠組みと法理」が開設され、多数の大学院生を輩出しています。これらの既設科目に加えて新しい科目として、「知的財産事例研究」「国際知的財産法」等を開設し、前期課程の同コースを一層、拡充・強化し、法科大学院とは別の形での新しい**知的財産法の分野に特化した高度専門職業人の育成**に力を入れることにします。

③また、知的財産の教育推進に際しては、学部・大学院ともに学生参加型の授業やIT活用の授業などの教育方法の改善策や知的財産関係の教材の開発を実施することにしています。さらに、企業の知的財産専門家、弁護士事務所、特許事務所からの専門家を活用し、実務に密着した知的財産教育を行う仕組みを構築します。

④⑤の学部・大学院における知的財産教育の推進を実施するための組織として、「**知的財産教育推進室**」（略称、「IP教育推進室」）を設置します。「IP教育推進室」は、学部・大学院における知的財産教育の推進という機能に加えて、高大連携や公開講座・講演会等を通じて、知的財産がインターネット社会においてどのように保護・活用され、どのようなリスクを伴うものであるかを広く社会に啓蒙する役割も担う、中核的組織として位置づけます。

⑤高校生へのプレ教育や社会人に対するリカレント教育を、高校大学連携講座や公開講座などにより実施することによって、啓蒙的な知的財産教育にも力を尽くします。

平成

16

年度

知的財産の法・政策・実務に 強い人材の養成

—高大連携から学部・大学院教育まで—

» 文部科学省 現代的教育ニーズ取組支援プログラム(現代GP)

日本経済の健全な発展を促し、豊かな文化を創造するとともに、わが国産業の国際的競争力を強化するためには、知的財産の創造、保護及び活用を積極的に図る必要があることはいうまでもありません。

帝塚山大学では、本学大学院法政策研究科で既に実績をあげている知的財産法制コースを基礎に法政策学部においても知的財産教育を推進、充実させ、高大連携から学部・大学院、社会人のリカレント教育に至るまでの

知的財産の総合的な一貫教育を実現するために色々なプログラムに取り組んでいます。この取り組みが、平成16年度文部科学省の優れた教育取組に採択され、今後一層、内容の充実を図ることになります。

本取組の概要

知的財産に強い人材の養成

学部に知的財産コースを設置

法・政策・実務を反映した科目開設

- 知的財産入門
- 知的財産政策と法
- 國際知的財産法
- 知的財産事例研究
- 知的財産事務など

大学院の知的財産法制コース強化

- 知的財産の保護と救済演習
- 知的財産法基礎理論
- 知的財産の管理
- 國際經濟競争の枠組みと法理など
- + ● 國際知的財産法
- 知的財産事例研究
- 知的財産実務

高大連携の 一貫教育

知的財産の
重要性を
幅広く啓蒙

IP教育推進室

IP (Intellectual Property: 知的財産)

知的財産に
特化した高度な
専門職の養成

法・政策・ 実務に 強い教育

高校大学連携講座の
開講

企業と社会のニーズに
合う教育システム開発

法律事務所や
特許事務所への
インターンシップの活用

大学教員の
出張講義の実施

弁護士、裁判官、検察官
による実務講義

社会人への
リカレント教育
公開講座・セミナーの実施

弁理士資格や知的財産検定
合格のためのコースを設置
「特設資格セミナー」・
「エクステンション講座」との連携

TAの活用
専門演習におけるゼミ生への助言と指導
教材開発の支援
学生に対する学習援助

TIESとの連携による
ITを活用した
知的財産教育強化
法政策学部の教材の作成

学生を育てる「教育力」の証明



帝塚山大学
TEZUKAYAMA UNIVERSITY